

※ 登録番号	第 160 号 (令和 7年 9月 24日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <u>総合不動産投資顧問業</u>	
2.法人・個人の別	<u>法人</u> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(しーびーあーるいーかぶしきかいしゃ) シービーアールイー株式会社	
(ふりがな) 4.氏 名 (法人である場合は代表者氏名)	(つじ たかし) 代表取締役 辻 貴史	
5.資本金額	7億7100万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	常勤・非常勤の別
(さかぐち えいじ) 坂口 英治	代表取締役	<u>常勤</u> 非常勤
(つじ たかし) 辻 貴史	代表取締役	<u>常勤</u> 非常勤
(うゝいくらまーでいていや・こーり) ヴィクラーマーディティヤ・ コーリ	取締役	常勤 <u>非常勤</u>
(じえいむず・くりすとふあー・かーく) ジェイムズ・クリストファ ー・カーク	取締役	常勤 <u>非常勤</u>
(あんどりゅー・すていーぶん・ほーん) アンドリュー・スティーブ ン・ホーン	取締役	常勤 <u>非常勤</u>
(じょん・ぱとりつく・まっきんと っしゅ) ジョン・パトリック・マッ キントツシュ	監査役	常勤 <u>非常勤</u>

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏 名 (使用人の種類)	職 名	統括する業務の別
(のづ あきら) 野津 彰 (営業所の業務を 統括する者) (判断業務統括者)	アセットマネジメント部長	投資判断・売買・賃貸・ 管理等投資一任業務全般
(ふなこし こうじゅ) 船越 康樹 (助言の業務を行う者) (投資判断を行う者)	アセットマネジメント部 ディレクター	投資判断・売買・賃貸・ 管理等投資一任業務全般
(ばーでん あきこ) バーデン 晃子 (期中管理業務を 統括する者)	アセットマネジメント部 アソシエイトディレクター	投資助言業務、投資一任 業務に係る期中管理業務 全般
(なかい としゆき) 中井 俊行 (コンプライアンスを統括す る者)	法務部長	コンプライアンス体制の 整備全般
(かわかみ てつ) 川上 徹 (内部監査を統括する者)	カントリー・コンプライアン ス・オフィサー	内部監査全般
計 5名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
主たる営業所 東京本社	令和5（20 23）年 1月16日	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 電話番号：03-5288-9288
計 1店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務及び投資一任業務の対象となる不動産の種類等

(1) 不動産の種類

オフィスビル、商業施設、住宅、ホテル、物流施設、工場、事業用地等

(2) 規模

不動産等一物件当たりの取得価格は、原則として1億円以上とする。

また、利害関係者から取得する場合の取得価格は、利害関係者から独立した不動産鑑定士による鑑定評価額以下の金額とする。ただし、中長期的な資産運用の安定に貢献すると合理的に判断される場合においては、この限りではない。

(3) 地域

国内の主要都市を中心に、利便性等、各地域の実情に鑑み総合的に勘案して取得を決定する。

2. 助言の方法

顧客の意向を踏まえ必要に応じ都度、または投資顧問契約に基づき原則として月1回以上、助言を行う。顧客である特定目的会社もしくは合同会社等またはその指定する者に対して、書面、メールまたは口頭で助言を行う。

3. 報酬体系

報酬は、助言業務、一任業務共に下記基本報酬体系に基づき個別の契約ごとに顧客と合意した条件とする。但し、顧客との間において合意が得られた場合には、異なる報酬体系を適用することができるものとする。

取得時・期中（年額）・売却時それぞれの報酬につき、物件取得価格の0.3%-1%相当額をベースにマーケットの状況を踏まえ当該顧客との交渉または契約ごとに取り決めた月額。

4. 報酬の支払い時期

(1) 助言報酬及び一任業務報酬

原則として毎月末、または四半期末とする。

(2) 取得報酬

取得日または取得後の顧客と事前に合意した日とする。

(3) 売却報酬

売却日または売却後の顧客と事前に合意した日とする。

(4) 成功報酬

売却日または売却日後の顧客と事前に合意した日とする。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

(匿名組合を用いる場合)

当社は、G K-T Kスキームにより組成された顧客（S P C）に対して投資助言又は一任業務を行う。

(信託を用いる場合)

以下に掲げるものを信託する信託受益権を投資対象とする。

- (1) 金銭
- (2) 金銭債権
- (3) 土地及びその定着物
- (4) 地上権
- (5) 土地及びその定着物の賃借権
- (6) 種類を異にする2つ以上の財産（前各号に掲げる財産権に限る）

(特定目的会社を用いる場合)

当社は、不動産又は不動産信託受益権を特定資産として有する資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社を顧客として投資助言又は一任業務を行う。

6. GIPS基準への準拠
GIPS基準に準拠しない。

7. 詳細は別記様式第11号参照

10.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
① 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商) 第1301号	平成19年9月30日
② 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	国土交通大臣 (15) 第1075号	令和5年12月14日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

・ 宅地建物取引業 ・ 不動産鑑定評価業務 ・ 事務機器販売業務 ・ 不動産管理業務 ・ 不動産の賃貸借業務 ・ 不動産の賃貸、管理に関するコンサルタント業務 ・ 建築設計業務、工事監理業務、並びに建築設計に関するマネジメント及びコンサルタント業務 ・ 建築物、建築設備に関する検査業務 ・ 不動産調査コンサルタント業務 ・ 不動産に関する情報提供サービス業務 ・ 投資助言・代理業 ・ 第二種金融商品取引業 ・ 書籍及び雑誌の出版業 ・ 広告代理業 ・ 警備業 ・ 貸金業 ・ 投資運用業

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割 合	住 所
(しーびーあーるいー・ゆー えす・りふとこ・えるえるし ー) CBRE US Liftco, LLC	241,113株	100%	アメリカ合衆国 デラウェア州 19801 ウィルミントンオ レンジ・ストリー ト1209

1 3.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(うゝ いくらまーでいていや・こ ーり) ヴィクラマーディティヤ ・ コーリ	CBRE, Inc. (不動産関連サービス業)
(じえいむず・くりすとふあー・ かーく) ジェイムズ・クリストフ アー・カーク	CBRE, Inc. (不動産関連サービス業)
(あんどりゅー・すていーぶん・ ほーん) アンドリュース・ステイ ブンス・ホーン	CBRE, Inc. (不動産関連サービス業)
(じょん・ぱとりつく・まっきん とっしゅ) ジョン・パトリック・マ ッキントッシュ	CBRE (C) PTY Limited (不動産関連サービス業)